

農地取得に関する許可要件

詳しくは農業委員会でご確認ください。

個人

- ① 農地のすべてを効率的に利用すること
 - ・機械や労働力等を適切に利用するための営農計画※を持っていること
(※権利取得後一定期間(3年以上)の耕作等を行うこと)
- ② 必要な農作業に常時従事すること
 - ・農地の取得者が、必要な農作業に常時従事(原則、年間150日以上)すること
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと
 - ・水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

法人(農地所有適格法人であること)

- ① 法人形態
 - ・株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、持分会社
- ② 事業内容
 - ・主たる事業が農業(自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む)
[売上高の過半]
- ③ 議決権
 - ・農業関係者が総議決権の過半を占めること
- ④ 役員
 - ・役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - ・役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

※: 個人①、③も必要